令和
2年度

入学のしおり

茨木市立
玉櫛小学校

もくじ

はじめに（悩まれたら、まずは担任や学校にご相談を） 1

入学にあたって

入学式 2
入学までの準備（各家庭で用意していただくもの） 3～4
入学までの準備（基本的な生活習慣について） 5
楽しく学校生活をおくるために（Q&A） 6～7
生活時程表 ・ あゆみ(成績表)について 8
年間行事予定・ PTA ・ 家庭教育学級について 9
教材費等・PTA 会費・給食費の納入について 10～11
保健室から 11～14
学校給食について 15～17
見直そう生活リズム 18
宿題について 19
児童の安全確保のお願い 20～21
緊急時の措置 22
通学路 23
校舎見取り図 24
学校ホームページについて 25
新年度使用ノート見本（算・国） 26

教育委員会からのお知らせ

茨木市の学校教育 27
給食について 28
健康・安全について 29～30
自然災害時の措置について 31～32
茨木市外・市内への転校、区域外就学について 33
就学援助制度について 34
学童保育について 35
放課後子ども教室について 36
ファミリー・サポート・センター事業について 36
支援学級の入級について 37
教育に関する相談について 38
不登校児童生徒支援室『ふれあいルーム』について 39
その他の教育相談機関 40

はじめに

悩まれたら、まず学校にご相談を

４月になれば、いよいよ1年生。

「はやく、勉強してみたい。たくさん友だちをつくりたい。給食を食べてみたい。大きなプールで泳いでみたい。」子どもたちは、新しい学校での生活にワクワク･ドキドキしていることでしょう。

保護者の皆様も、お子さんのご誕生からのあゆみを思い起こされるとともに、今後の健やかな成長を期待されていることと存じます。

しかし、期待とはうらはらに、「迷わずに学校に行けるかな。」「友だちと仲良くできるかな。」「勉強についていけるかな。」と不安な気持ちもあると思います。

もちろん、昨日まで全く知らなかった子どもたちが集まり、集団生活をするわけですから、人間関係に悩んだりトラブルが起きたりすることもあります。また、学習につまずくこともあるでしょう。

学校としては、一人ひとりの子どもたちが、早期に悩みやトラブルを解消して楽しい学校生活をおくり、豊かな感性と学習の基礎基本をしっかりと身につけるため、担任はもちろんのこと、教職員全員で1年生の成長を支援し、子どもたちや保護者のみなさんの期待に応えることができるように努める決意であります。

もし、お子さんの学校生活を見ておられて、あるいはお子さんから聞かれたことで、気になられたことがございましたら、まず担任や学校に連絡していただき、ご相談をお願いします。

電話や連絡帳でも結構です。

また、住所の校区内転居や転校、長期入院などの事務手続きなども担任や学校にまず連絡していただくとともに、本冊子に記載している連絡先に問い合わせいただければと思います。

保護者の皆様と学校が協力しながら、ともに子どもたちの成長を支援し、見守ってまいりましょう。

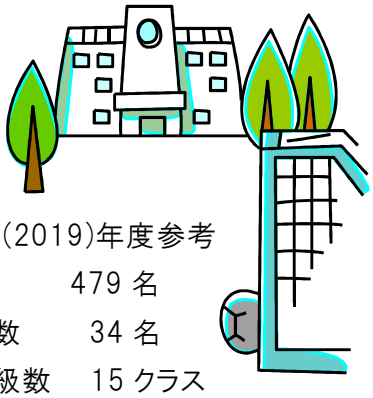

令和元(2019)年度参考

児童数	479 名
教職員数	34 名
通常学級数	15 クラス
支援学級数	8 クラス

〒567－0891
大阪府茨木市水尾三丁目1番51号

茨木市立玉櫛小学校

電話:072－634－2144
FAX:072－633－4928

学校ホームページ
http://www.educ.city.ibaraki.osaka.jp/e-tamakushi/

入学にあたって

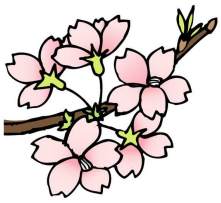

４月からのご入学を、ご家族みなさまで心待ちにされていることと存じます。
ご家庭でもいろいろお気づかいのことと思いますが、次の事柄に十分ご留意くださいまして、ご入学の日を迎えられますようお願いいたします。

入学式

○日　　時　　令和２年４月７日（火）
○受付時間　　午前９時 00 分 ~ ９時 30 分
○開　　場　　午前９時 15 分
○開　　式　　午前10時（保護者着席　午前９時４５分）
○会　　場　　茨木市立玉櫛小学校 体育館
○持　ち 物

≪新1年生≫　①校内用上靴･上靴入れ
②通学安全帽（黄帽）
③ハンカチ、ティッシュ

≪保護者≫　①**就学通知書（忘れないようにご注意下さい）**
②上履き･下靴入れ
③筆記用具
④教科書等配布物を入れる袋
⇩
入学式当日にお渡しするもの･･･教科書･副読本･その他

お願い

例年、正門前が大変混雑いたします。

正門での記念撮影は
出来る限り、受付時間を避けて頂けますよう、
お願い致します。

ゆっくりと撮影して頂けるよう、入学式のたて看板は午後１時まで置いておきます。

①必ず保護者同伴で、お子さんと一緒に**通学路を徒歩で**お越しください。
②正門付近にてクラス分けのプリントをお渡しします。何組かお確かめください。
③クラスを確かめた上で、正面玄関前の受付に行き、**就学通知書を提示**してください。
④1年生は教室へ入ります。保護者の皆様は体育館に入ってお待ちください。

【入学式終了後】
★1年生は正面玄関前（雨天時は体育館）で記念撮影をします。
★保護者は控室の教室へ移動し、PTA からの説明を受けて頂きます。

※当日、正門にてお渡しする入学式プログラムに児童名が掲載されますことを予めご了承ください。
尚、児童名の掲載に問題のある方は、説明会終了後、必ずご連絡ください。

入学までの準備

教科書・名札（入学時のみ）は、
学校で用意しています。

■各家庭で用意していただくもの・・・★印のものは業者による販売日を設けています。

	準備物	備考	物品販売
1	筆箱	筆箱の中身　鉛筆が固定でき、箱型の硬いもの。	
2	「書き方」用のえんぴつ	筆箱の中身　6B　4本	★
3	赤えんぴつ	筆箱の中身　シンプルなもの。（ペンはご遠慮ください）	
4	消しゴム	筆箱の中身　白地でシンプルなもの。消しやすいもの。	
5	えんぴつ	1年生は基本的に書き方鉛筆のみ使用予定です。	
6	下じき	無地のもの。	
7	油性黒マジック（細字）	名前を書くのに適しているもの	★
8	クレパス 16 色	色数が多いものは整理箱に入りません。	★
9	クーピー色えんぴつ	12 色	★
10	工作はさみ	先端が丸いもの	★
11	油粘土／粘土ケース	油粘土（クリーンホワイト）／粘土ケース（11×22×48 ㎝程度の物）	★／★
12	工作マット	32 ㎝×26 ㎝を目安に。大きすぎるとロッカーに入りません。	★
13	のり	カップのり(100g 程度)で道具箱に入る大きさのもの	★
14	算数用(両面)ブロックセット	両面ブロック 20 個　スライドケース入り	★
15	連絡袋	A4 サイズ　連絡帳やお便りプリント等を入れるもの	★
16	整理箱	縦 32 ㎝×横 23 ㎝×高さ 6 ㎝程度の物。 大きいと机に入りませんし、小さいと教科書が入りません。	★
17	計算カード	算数の勉強で使います。	★
18	国語ノート	B5 サイズ　縦 10 マス×横 7 行　中心にリーダー線入り	
19	算数ノート	B5 サイズ　縦 7 マス×横 12 行　中心にリーダー線入り	
20	連絡帳	1 冊目は入学後に学校からお配りします。	
21	自由帳	B5 判（無地）	
22	手さげ袋	袋5種類　布やナイロン製で整理箱が入る大きさのもの	★
23	上靴入れ	袋5種類　布製で縦 28 ㎝×横 18 ㎝程度。	
24	体育館シューズ入れ	袋5種類　布製で縦 28 ㎝×横 18 ㎝程度。	
25	体操服入れ	袋5種類　布製（巾着式）でかさばらないものがよい。 縦約 30 ㎝×横約 25 ㎝を目安に。	
26	給食用巾着袋	袋5種類　布製（巾着式）で小さなもの（マスクとナフキンだけ入れます）	
27	給食用ナフキン	縦 30cm×横 40cm 程度。毎日使います。	
28	給食用マスク	子どものサイズにあった布製のもの（使い捨てタイプも可）	
29	通学安全帽（黄帽）		★
30	体操服（夏用）		★
31	体操帽（紅白帽）		★
32	上靴		★
33	体育館シューズ		★

＊このほかの学用品等は、入学後の「学年だより」等で連絡があるまで購入しないでください。
左ページの表中に「★」がある物品は、下記の日程で業者に販売を依頼しています。
（本日配付した資料の中に案内及び申込用封筒が入っています。ご活用ください。）

日　　時　　2月22日（土）　午後1時30分～2時30分
場　　所　　玉櫛小学校　正面玄関・プレイルーム（東校舎1階）

※この日に購入できない場合は、申込用封筒に記載のお店で直接購入して頂けます。

【学校指定の帽子や体操服】

・半そで体操シャツ（白）
・体操ズボン（黒のクォータパンツ）
・通学帽子［黄帽］（野球型、メトロ型の選択は自由）

この3点は指定の物になります。

・上靴（うわぐつ）
・体育館シューズ
・体操帽子（紅白帽）

この3点は指定の物ではありません。
今使われている物や市販の物で結構です。

【持ち物の記名の仕方】

★体操服とズボンには、白い布に黒マジックで氏名**（姓のみ）**を書いて前に縫い付けて下さい。

体操服（上）　校章入

体操ズボン（下）

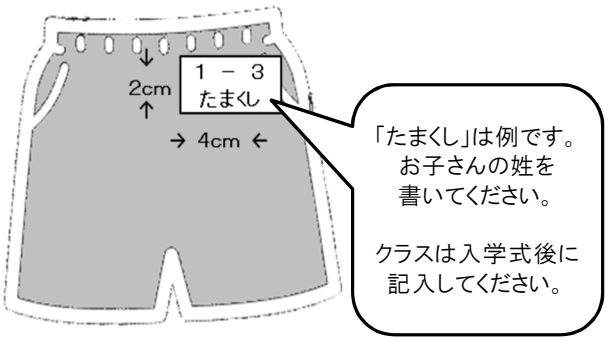

★体育館シューズは、上履きと区別するためにマジックで（体）と書いてください。
紅白帽は白い側にマジックで名前を書いてください。（名前を書くタグ等があればそこで構いません）

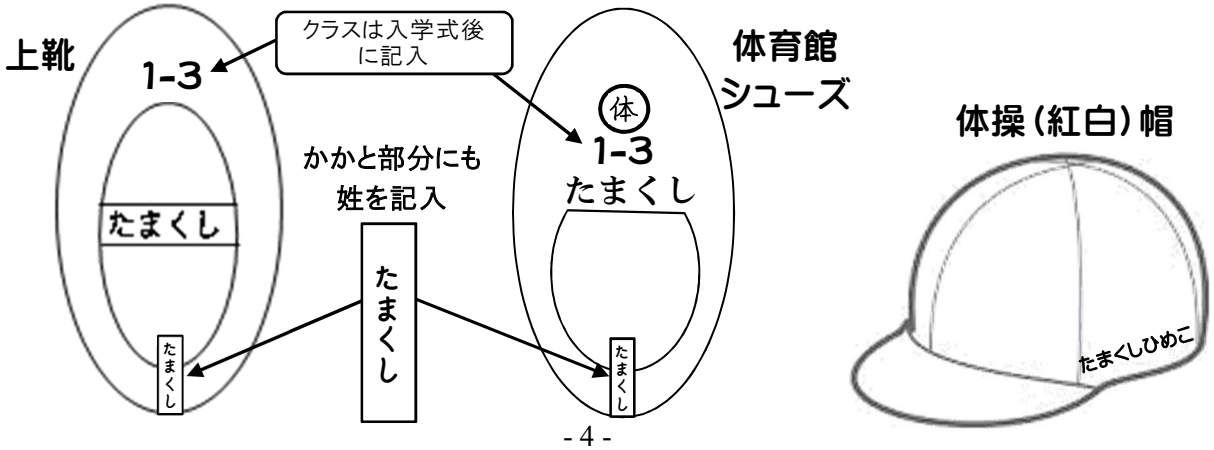

■基本的な生活習慣について

◎入学までに身につけておいてほしいこと

＊自分の氏名・住所（町名まででもOK）・学校名をはっきり言うことができる。
＊「おはよう」「さようなら」などの挨拶ができる。（親からお手本を示してあげてください）
＊自分のことは自分でできる。（衣服の着脱や持ち物の整理等）
＊「トイレに行きたい」と先生に言うことができ、自分ひとりで用便を済ますことができる。
＊話を聞くときは、相手の顔を見てしっかり聞く。
＊好き嫌いをできるだけなくし、食事を時間内（約２０分）で食べられる。
＊はっきりと返事や話ができる。
＊ひらがなで自分の氏名を読んだり書いたりすることができる。

◎集団生活について

＊いろんな人と仲良く遊ぶことができる。
＊通学路を覚えて、友だちと仲良く登下校ができる。

◎健康について

＊早寝（20:30までには布団に入る）・早起き（7:00には起きる）の習慣をつける。
＊洗顔・手洗い・うがい・はみがきの習慣をつける。
＊むし歯等、その他の疾病をできるだけ治しておく。

◎服装について

＊衣服は安全で運動しやすく、常に清潔なもので、華美なものは避ける。
＊脱いだり着たりしやすい服を着用する。
（身体測定や体育の準備など、衣服を着脱する機会が多いです。）
＊登下校時は校章入りの安全帽を使用する。（名札は登下校中にはひっくり返しておきます。）
＊持ち物には下着にいたるまで氏名を記入する。（落とし物がとても多いです。）
＊下靴の色や形は自由ですが、運動しやすく、足にあったサイズの靴をはく。
（下靴にも名前を書いて下さい。同じ靴で間違えることがあります。）

◎その他

＊学校は楽しい所であり、みんな優しくて親切なんだと思えるように話してあげてください。
＊学校には電話類（スマートフォン・キッズ携帯等）は持ち込めません。
＊テレビやゲームについては、ご家庭でしっかりとルールを決めましょう。
＊スマートフォンに関わるトラブルは小学校でも年々増えています。スマートフォンを持たせた時点で、トラブルに巻き込まれる可能性が発生していることを重々ご承知おきください。

楽しく学校生活をおくるために(Ｑ＆Ａ)

Q1 「登下校や児童の安全確保はどのようになっていますか？」

＊基本的に集団登下校は行っておりません。

＊入学当初のみ、各地区に分かれて集団下校を行います。

＊４月中～下旬以降には集団下校はなくなりますが、登校時間幅を限定することで、まとまっての登校や時刻をそろえての下校などの安全確保に取り組みます。

＊保護者の方で登下校の見守りができる方は、ご協力よろしくお願いします。

＊正門には受付員さんが常駐しており、入校される人の確認を行っています。

＊登下校の時間帯以外は、正門の通用口を除く全ての門を施錠いたします。

Ｑ２ 「入学までに『これだけはできたほうが良い』ということはありますか？」

＊『早寝早起き(自力で)』『洗顔・歯磨き・手洗い・うがい・衣服の着脱』『整理整頓』等あります。朝の時間は非常に重要です。

＊鉛筆の持ち方やおはしの持ち方も正しく身につけておくのが望ましいです。学校で教える頃に既に間違った癖がついていると、学校だけではなかなか直すことができません。

＊参考までに、各種学力調査では、『朝ご飯を食べる子』の方が『食べない子』より学力が高いという結果が出ています。基本的な生活習慣の確立は学力向上の上でも重要です。

＊また、学校から帰宅してすぐに、連絡帳やプリント・洗濯物等を決まった場所に出すことも重要です。家庭で今からでもできますので、ご協力よろしくお願いします。

Ｑ３ 「新一年生は、何クラスの予定ですか？」

＊３クラスの予定です。(2/1 時点)

Ｑ４ 「勉強はどこまでしておけばいいでしょうか？」

＊『知的興味関心を持つ』『おもしろそう、やってみようと思う』『最後までやりぬくこと』が非常に重要となります。授業でひらがなの指導も行いますが、友だちの名前や教科書、校舎内の掲示物などを読めるとスムーズに学校生活にもなじめますので、ひらがなが読めることが望ましいです。入学前から完璧にできる事を望まず、小学校での勉強が楽しみになるような声掛けをして頂けるとありがたいです。

Ｑ５ 「授業時間中、イスに座って話を聞いたり、勉強できるか心配」

＊誰も見ていないのにテレビがつけっぱなしになっていませんか？食事中にもテレビをつけっぱなしにしていませんか？そのあたりも見直してみましょう。

＊毎日、短時間でもいいですから『子どもと向き合って話をする』ことや、『絵本の読み聞かせ』をすることも大切です。自分のことを受け止めてもらっているという実感のある子ほど、静かに話を聞いたり、勉強できたりしているようです。

Q6 「給食はどうなっていますか？」

＊入学当初は12時過ぎから準備を始めて、食べる指導、後片付けも行います。

＊好き嫌いについては、一定の指導はします。また、量の変更は可能ですので、学級担任が子どもの状態に合わせて配慮いたします。

＊アレルギーについては、P16や冊子後半の茨木市教育委員会の部P28をご覧ください。茨木市として『鶏卵』『うずら卵』を基本とした除去食を実施しております。また玉櫛小学校では乳製品の除去もしておりますが、アレルギーが多岐にわたる場合は給食を中止し、弁当持参となります。
命に関わることなので、必ず担任まで申し出てください。

Q7 「欠席、体育の見学等の連絡方法は？」

＊欠席の時は、近所の友だちや高学年に、理由を記入した『連絡帳』を連絡袋に入れて託し、担任まで届けて下さい。連絡袋があれば、連絡やプリント等配布物を届ける事が容易にできます。
また、体育の見学や体調が悪い時も、できるだけ『連絡帳』でお伝えください。

＊**担任や学校への連絡は、できるだけ連絡帳でお願いします。**
緊急の場合については、電話でも結構です。

Q8 「学校での子どもの姿や友だち関係に不安を感じた時、どのようにすればよいですか？」

＊担任や学校は、何かあった場合『子ども同士の関係やことの成り行きを把握し、原因やその結果、双方の言い分』等について聞き取りし、整理していきます。
まずは、担任や学校にご相談ください。

＊様々な機会に保護者の参観や懇談を設定しています。積極的にご参加ください。

Q9 「保護者が学校に行く機会はありますか？」

＊授業参観日や懇談会、PTA活動、家庭教育学級などがあります。積極的に関わってみましょう。

＊学校でも保護者の参加を求めることが多くあります。保護者の皆様が来校され、ともに教育活動を行うことによってつながりがでてきます。

Q10 「学校からの連絡方法はどんなものがありますか？」

＊学校やPTAからの連絡・お知らせの手段としては以下のようなものがあります。

■学校便りや学年便り、その他のお知らせプリント

■学校ホームページ（学校日誌・給食日記のページは、ほぼ毎日更新しています）

■ミマモルメ・・・学校やPTAからのメールによる連絡手段です。
災害時や台風などによる休校案内、感染症などによる学級閉鎖等のお知らせ、校区内の不審者情報など様々な情報を、このメールで連絡いたします。

特別なご事情が無い限りは、メール登録をしてください。

※その他気になることがございましたら、学校に連絡していただき、ご相談ください。

生活時程表等

★ 生活時程表(2020 年度予定)

時限・内容	時刻	備考
児童登校	8:00～8:20	
玉櫛タイム モジュール学習	8:30～8:45	月・水・木は モジュール学習 火・金は朝会や読書
朝の会	8:45～8:50	健康観察・連絡
1時間目	8:50～9:35	
休憩	9:35～9:40	
2時間目	9:40～10:25	
業間休み	10:25～10:45	
3時間目	10:45～11:30	
休憩	11:30～11:35	
4時間目	11:35～12:20	
給食・片付け	12:20～13:10	
清掃	13:10～13:25	
昼休み	13:25～13:45	
5時間目	13:45～14:30	
休憩	14:30～14:35	
6時間目	14:35～15:20	
最終下校	水曜日 15:00 その他　16:00	終わりの会

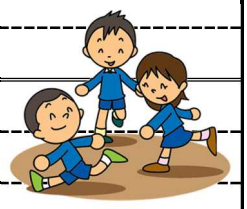

玉櫛タイムとは？

玉櫛小学校では、月・水・木をモジュール学習とし、3･4 年は国語、5･6 年は英語を学習します。
火・金は、朝会を行ったり、レインボータイム(異学年交流学習会)、ソーシャル・スキルなどの取り組みも行っています。

★ 1年生の時間割(例)

	月	火	水	木	金
1	国語	国語	学活	国語	図書
2	算数	体育	国語	算数	国語
3	図工	書写	算数	体育	算数
4	図工	算数	音楽	国語	道徳
5	体育	生活	生活	音楽	生活
6					

※1年生は、月曜日から金曜日まで
毎日5時限までの授業となります。
ただし、入学後しばらくの期間については
下校時刻が異なりますので、別途お知らせさせて頂きます。

あゆみ(成績表)について

「あゆみ」は、子どもたちの学校の様子をご家庭にお知らせし、教育への関心と理解を深めていただくとともに、子どもの望ましい成長に役立てていただくためのものです。
本校では学期ごとに『デジタル版あゆみ』を印刷してお渡しいたします。

《学習のようす》

1年生 1～2 学期　　2 段階評価「できている」「がんばろう」のいずれかに〇。
1年生 3 学期～6 年生　3 段階評価「よくできている」「できている」「がんばろう」のいずれかに〇。

《総合的な学習・道徳》

主な観点に対して評価し、顕著なものには〇をつけ、がんばりや取り組みの様子等については、所見欄にて文章表記します。

《生活のようす》

1 年生～6 年生まで、主だった顕著なものに〇をします。

※尚、学習の様子で評価を行わない項目や未学習の項目には斜線を引きます。

年間行事予定

・・・確定版は毎月の学年だよりにてお知らせいたします。

月	行　　事	月	行　　事
4	入学式(4/7)　始業式　離任式　対面式 参観･懇談　身体測定　校外学習	**10**	秋季運動会　連合運動会(6 年) 参観･懇談　　校外学習
5	家庭訪問　健康診断　PTA総会 修学旅行(6 年)	**11**	連合音楽会　総合展　体重測定 就学時検診　観劇会　玉櫛フェスティバル 個人懇談
6	土曜参観　　健康診断 避難訓練　プール開き	**12**	大掃除　終業式(12/24)
7	個人懇談　体重測定　大掃除 終業式(7/20)　夏季休業 夏季水泳指導	**1**	始業式　体力づくり週間　給食週間 避難訓練　フリー参観　身体測定
8	夏季休業　夏季水泳指導 始業式(8/25)　連合水泳大会(6 年) 水泳参観	**2**	参観･懇談 入学説明会･体験入学(新1年) 6 年生を送る会
9	避難訓練　身体測定 自然宿泊体験学習(5 年)	**3**	地区児童会･集団下校　大掃除 卒業式　修了式(3/24)

ＰＴＡについて

・PTA への加入は任意です。
・強制的な役割分担や仕事の割振りはありません。
・PTA は保護者と玉櫛小学校の教職員で構成されています。
・学校と保護者間で情報共有や意見交換を行い、子どもたちがよりよい教育環境の中で学べるように協力しています。
・子どもたちに体験してもらい、楽しい思い出が作れるように、地域主催の行事(夏まつりやもちつき大会など)のお手伝いもしています。

家庭教育学級について

・会員のみの活動となります。現在、休会中ですが、会員登録があれば再開します。
・学習会の内容は、手芸･料理･講演会･校外学習･人権学習･社会見学等が実施可能です。
・過去には、月に1回程度、お母さんたちにも有意義な「小学校生活」を過ごしていただけるよう、学習会を開催していました。お母さんたちの楽しいコミュニケーションの場にできます。

教材費等・ＰＴＡ会費・給食費の納入について

学校徴収金（教材費、校外活動費、スポーツ振興センター掛金、ＰＴＡ会費、給食費等）の集金につきましては、下記のとおり、それぞれ金融機関での自動振替による徴収となっております。

【教材費･校外学習費･スポーツ振興センター掛金等について】

日々の教育活動で使用する、テストやドリルの購入費･遠足の交通費等の費用は学校に直接お支払いいただきます。学校への自動払込金融機関は、**ゆうちょ銀行のみ**となります。

★徴収方法

新年度４月に年度当初の年間購入予定物品･予定金額及び払込金額の詳細をお知らせいたします。以下の日程で年２回（予定）、自動払込いたします。※休日の場合は翌営業日。再振替はありません。また、２月は集金ではなく返金処理になります。

･第１回目 **5月5日**　･第２回目 ９月10日　･返金 ２月10日

《参考》H31 年度1年生の集金額（概算）…9,500 円（7,500 円･2,000 円）

【ＰＴＡ会費について】

子どもたちの学びのサポートを行うＰＴＡ活動に加入して頂けるご家庭からは費用を集金します。

ＰＴＡへの自動払込金融機関は、**ゆうちょ銀行のみ**となります。 再振替はありません。

★徴収方法

一世帯につき 150 円 （年間 1,800 円）

年１回、１年分を **６月5日** に自動払込いたします。

兄弟姉妹が在籍の場合、最上級生の口座から自動払込いたします。

※自動払込手数料として、それぞれの費用の自動払込時に１回 10 円のご負担をいただきます。

【給食費について】

給食費については平成２８年度から、公会計化となり茨木市が直接徴収しております。

保護者の方々が指定された**金融機関（市内に本支店のある19金融機関）の口座より、自動払込**されます。（引き落とし時の自動払込手数料は無料です。）

※詳細は就学時健診の時に配布しました「学校給食の申込と給食費に関するお知らせ」をご覧ください。

★徴収金額･方法

新年度５月頃に年間予定喫食数がわかります。

1･2 年生 220 円×食数　3･4 年生 230 円×食数　5･6 年生 240 円×食数

５月より自動払込を開始し、翌年度の４月まで（９月を除く）11 回に分けて自動払込となります。

毎月 ２０日　再振替　翌々月５日（休日の場合は翌営業日）

①「自動払込利用申込書」

②「茨木市学校給食申込書
／茨木市学校給食費口座振替納付依頼書・自動払込利用申込書」

本日、上記２種類の申込書を未提出の方、もしくは書類不備で返却された方は、
2月13 日までに必ず学校に提出してください。

保健室から

(1) 保健室ってどんなところ？

学校で“けが”や“体の調子が悪くなった”時に、簡単な手当てをする所です。体がどれくらい大きくなったか、目の見え方はどうか、虫歯はないかなど、体の様子や調子を知る所でもあります。また、心配なことや分からないことを相談しに来てもよい所です。

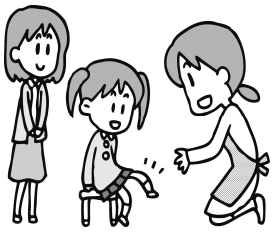

★お薬について

＊原則、内服薬は与えられません。

＊お家から持ってきたお薬は、自己管理となります。

★けがについて

＊その日、学校でおきたけがの応急手当をします。学校での応急手当の後はご家庭で様子を見てあげてください。心配な時や、その後の様子によっては医療機関を受診してください。受診された場合は、学校までご連絡ください。

＊すぐに受診が必要と思われるけがが発生した場合は、養護教諭または担任が直ちに保護者の方へ連絡をとり、受診について相談します。処置の内容などによって保護者の方の同意が必要となる場合もありますので、受診の際は、できるだけ立ち会っていただくようにお願いします。

★体調不良について

＊ベッドでの休養は、1時間を目安としています。

＊急な発熱の場合や、発熱がなくても体調が回復せず学習を続けることができない場合は、保護者の方にお迎えをお願いします。特に１年生では、体力的なことも考慮し、早めにお迎えをお願いすることがあります。長時間、学校でお預かりすることはできません。

★朝からしんどい時は…

＊体調不良により、朝からしんどそうな時は、出来る限り休ませてあげてください。
朝の時点で熱が無いからといって登校させたものの、結局、熱が上がり、お迎えに来ていただく事が多々あります。それぞれご事情もあるかと思いますが、ご理解の程、よろしくお願いします。

(2)いつでも連絡がとれるように…

学校では、お子さんが安心安全に過ごせるよう日々心がけておりますが、けがや急な病気など、いつ何があるかわかりません。いつでも必ず連絡がとれるようにしておいてください。

保護者の方と連絡がつかないと、診察や治療が遅れることもあり、またお子さんが不安になります。健康調査票や家庭環境調査票には複数の連絡先(携帯番号、職場の電話番号など)を記入してください。連絡先が変わった場合は、その都度、担任まで必ずお知らせください。

(3)学校管理下でけがをした時

日本スポーツ振興センターについて

学校管理下で思いがけなくけがなどをされた場合、それを治すために払った医療費を給付する共済制度があります。保護者は児童一人について、毎年460円(R1年度参考)の掛け金をかけます。入学後に詳細のプリントと同意書を配布しますので、必要事項を記入し、全員提出してください。同意書は6年間有効となります。

医療費の給付申請に必要な書類は学校にありますので、医療機関を受診した場合はご連絡ください。

学校管理下とは、学校教育計画に基づく行事中(クラブ活動や遠足、修学旅行などの校外活動を含む)、休憩時間中、登下校中となります。尚、一度帰宅して遊びに来た場合や、学童教室、放課後子ども教室については対象となりません。

給付金について

◎自己負担額＋医療費総額(医療保険でいう 10 割分)の1割が給付されます。
ただし、診療報酬請求点数の合計が 500 点未満の場合と、保険外診療に要した費用分については給付されません。

◎学校で発生したけがで、家庭から病院へ行かれた場合は、必ず学校に連絡してください。
共済の手続をします。

◎給付金の請求は、1ヶ月ごとの請求です。治療が翌月までかかる場合は、新たに「医療等の状況」の用紙をお渡しします。その場合はお申し出ください。

◎給付金は請求してから2～3カ月後に、教育委員会より直接保護者の方の指定口座に振り込まれます。

(4)健康診断について

主に4～6月にかけてたくさんの測定や検査をします。

ほけんだよりに各検査等の説明を載せておりますので、よく読んでください。

学校で行われている健康診断は「スクリーニング検査」と呼ばれているものです。お子さんの健康状態を把握することが中心であり、診断を出すものではありません。

健康診断の結果、詳しく検査を受けた方がよい場合「検診のお知らせ」の用紙を渡しますので、早めに医療機関を受診してください。

「健康調査票」は、お子さんの日々の健康安全や定期健康診断の際に活用しますので、正確に記入してください。(6年間使用します)

健康診断項目	発育測定	内科健診	心臓健診	結核健診（問診票等）	眼科健診	耳鼻科健診	歯科健診	視力測定	聴力測定	尿検査

※色覚に心配のある方は保健室までご相談ください。

(5) 朝の健康観察をお願いします

ポイント
①きげんよく起きたか　②顔色はよいか　③食欲はあるか
④便の具合はどうか　⑤いつもと変わった様子はないか

★日々のお子さんの様子を一番わかっておられるのは、保護者の方です。「なにか変だな?」と思ったら、体温を測る、話をゆっくり聞いてあげるなど、お子さんに応じた手当てをお願いします。

★朝の過ごし方は、午前中の4時間授業をしっかり元気にすごせるかどうかにも関係しています。
朝は一日の中で一番忙しい時間帯ですが、ゆったり余裕をもって、朝食を必ず摂らせるようにしてください。

(6) 学校生活になれるまで、お子さんへの配慮を

小学校は幼稚園や保育所と生活が大きく異なります。

お子さんはまず、新しい友だち、新しい先生、45 分の授業…と、様々な変化に慣れるのに大変な思いをすることと思います。毎日少しずつでも話をする時間をとっていただき、ひとつひとつの成長を喜び、ほめてあげてください。

また、朝、おうちの人とけんかをしたまま登校すると、お子さんはそのことが一日中気になっています。朝は笑顔で学校へ送り出してもらえますようお願いします。

(7) 着替えについて

学校でおもらしをした場合や何かのハプニング等で衣類が濡れたり、汚れたりしてしまった場合の為の着替えは用意してあります。

持ち帰られた学校の衣類は、洗濯してお返しください。

ただし、下着(パンツ)については、必ず**新しいもの**をお返しください。

(8) 学校感染症にかかったとき

下の表のような感染症にかかったら、他の人に感染する心配がなくなるまで、学校を休まなければなりません。その期間は「出席停止」扱いになり「欠席」にはなりませんので、ゆっくり休んでください。感染症にかかったときは、すみやかに学校へ連絡してください。

回復して医師の許可がでれば登校できます。

病名	主要症状	出席停止期間
インフルエンザ	高熱、関節痛、その他気道炎症状	発熱した後 5 日を経過し、 かつ解熱後 2 日を経過するまで
麻疹 (はしか)	上気道のカタル症状(鼻汁、咳、眼脂)発熱、発疹、コプリック斑(口の中)	解熱後 3 日を経過するまで
風疹 (3 日はしか)	軽度発熱、発疹、リンパ節腫瘍	発疹が消失するまで
水痘 (水ぼうそう)	軽度または中等度の発熱、 紅丘疹→水泡→かさぶた、 種々の期間の発疹が混在	すべての発疹がかさぶたになるまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	発疹、耳下腺、舌下腺顎下腺などの腫脹と圧通、口を開けると痛みあり	腫れが出た後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
百日咳	ヒューヒューという長引く咳	特有の咳がきえる、または 5 日間の抗生物質による治療終了まで
咽頭結膜熱 (プール熱)	発熱、咽頭痛、角膜充血、流涙	症状消失後 2 日を経過するまで
流行性角結膜炎 (はやり目)	結膜の充血と流涙、眼瞼腫脹、4 日目頃から角膜表層に点状混濁出現	医師により感染のおそれがないと認められるまで
結核	2 週間以上続く咳やかぜ症状	
髄膜炎菌性髄膜炎	発熱、頭痛、嘔吐、意識障害	
その他	溶連菌感染症、伝染性紅斑、手足口病、ヘルパンギーナ、アデノウイルス感染症、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症など	

＊上記の病気は人にうつります。登校するときは必ず医師に相談してください。

学校給食について

1. 学校給食のはじまり

学校給食は 1889 年（明治 22 年）に山形県鶴岡町の小学校で貧困な子どもたちを救おうとするところから始まり、戦後児童・生徒の栄養補給を目的として再開されました。

茨木市では、1951 年に学校給食が 5 校から始まり、その後子どもたちの心身の健全な発達に教育上の役割が認められ教育活動の一環として、学校給食は定着しました。

2. 学校給食の目的（学校給食法）

学校給食は、栄養のバランスのとれた食事を友だちと一緒に楽しく食べ、子どもたちの心身の健康と体位の向上を図ろうとするもので、学校給食法に定められています。

3. 学校給食の栄養

小さくて可愛い１年生が大きくたくましい６年生に成長します。また、成長の盛んな時期でもあります。特にバランスのとれた食生活が大切です。学校給食では、子どもたちが１日に必要な栄養量のおよそ 3 分の 1 を摂るようになっています。また、家庭の食事では、摂りにくいカルシウムは必要量の約5割、ビタミン B は約4割が摂れるようになっています。

しかし、学校給食は昼食のみです。

大事な食生活のほとんどは家庭での『朝食』『夕食』に左右されます。家庭でのバランスの摂れた食生活となるように気配りください。

なお、保護者が実際に給食を食べ、給食のお話を聞ける「給食試食会」を年 1 回行っています。学校給食を実際に体験してみて下さい。

4. 給食時間（準備から片づけまでで約 50 分、実質の食事時間は約 20 分程度です。）

給食は決められた時間内に配膳をして、食事をして後片付けをします。みんなで協力することで早く楽しく出来る事を学んでいきます。

家庭でも食事の準備・後片付け等簡単な手伝いをお願いします。

5. 給食時に必要なもの

食器を置くためのナフキンが必要です。

給食用ナフキンは、お弁当包み等に使用していた大きいハンカチ状のものを持たせてください。

またナフキンを入れる巾着袋やマスク（布製、使い捨てマスクのどちらでも可）も必要です。

ナフキンの大きさ

☆下記位のものが良いと思います。

縦 30cm×横 40cm 位

6. 給食開始日

1年生の給食開始日は**4月20日（月）**です。

7、食物アレルギーに係る、学校給食除去対応について

茨木市では、「茨木市学校給食等における食物アレルギー対応マニュアル」に基づき、学校給食において鶏卵及びうずら卵の除去食を実施しております。

また、本校では合わせて「牛乳・乳製品」の除去食も実施しております。

つきましては、食物アレルギーにより除去食を必要とされる方は、学校へお申し出いただきますようお願いいたします。

対　　応	備　　考
給食献立の鶏卵除去	鶏卵を使用する献立から、鶏卵を除去する。 食材費についての**返金はできません**。
給食献立のうずら卵除去	うずら卵を使用する献立から、うずら卵を除去する。 食材費についての**返金はできません**。
給食献立の牛乳・乳製品の除去 **本校独自の対応**	牛乳・乳製品を使用する献立から、牛乳・乳製品を除去する。 ホワイトルウを使用する献立はスープ煮になります。 食材費についての**返金はできません**。
給食の牛乳中止 （ビン入りの飲用牛乳）	牛乳代は**徴収しません**。
給食のごはん中止	ごはん代は**徴収しません**。
給食のパン中止	パン代は**徴収しません**。
その他　→　給食に使用する調味料・加工品などについての情報提供 除去食実施日のおしらせ	

＊アレルギー対応を希望される方には、申請に必要な用紙をお渡しいたします。
（**アレルギー除去食申請書 ・ 学校生活管理指導表 ・ 給食費減額申請書**）

＊除去対応を希望される方は、面談をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

＊アレルギー対応の申請は、年度ごととなっております。

新1年生
保護者の皆様へ

茨木市立玉櫛小学校
校長　宮城 龍一

茨木市の学校給食における食物アレルギーに係る除去食対応の実施について（お知らせ）

茨木市では、「茨木市学校給食等における食物アレルギー対応マニュアル」に基づき、学校給食において鶏卵及びうずら卵の除去食を実施しております。

玉櫛小学校では乳製品除去食も実施しております。

つきましては、食物アレルギーにより「鶏卵及びうずら卵・乳製品の除去」　「飲用牛乳、パン、ごはん、すべてのおかずの停止」を必要とされる方は、下記書類を学校長あて申請いただきますようお願いいたします。

記

1　食物アレルギーによる除去食及び給食停止の申請に必要な書類

①アレルギー除去食申請書（様式第１号）
②学校生活管理指導表　（様式第２号）
※用紙が必要な方は学校まで申し出てください。
※①②ともに、４月８日（水）までに提出願います。

2　その他

①年度途中で除去食品の変更、除去食を中止する場合は、アレルギー除去食申請変更・解除届（様式第４号）を提出してください。
②不明な点がありましたら、学校または教育委員会学務課保健給食係までお尋ねください。

茨木市教育委員会
学務課　保健給食係
（６２０－１６８１）

見直そう生活リズム

朝は「金」、昼は「銀」、夜は「銅」

朝ごはんを食べていない人はいませんか？食事には「朝は金、昼は銀、夜は銅」という言葉があります。朝は栄養のある食事を、三食のうちでも一番たくさん食べるのが「人間」にとっていいのです。また各種学力調査では「朝ご飯を食べる」人のほうが「食べない」人より、成績が良くなっています。

◆早寝早起き、朝食を食べよう！

早寝早起きをし、朝食を食べることは、脳にも体にも一番効率的にエネルギーを補給し、基本的な生活リズムを整えることになります。基本的な生活習慣を確立することが安定した心と体を作り、結果として成績が良くなると考えられます。

早寝早起き(※自分で起床するのがベスト)をし、きちっと朝食を食べることが習慣になるように心がけましょう。

また土曜日は様々な体験にチャレンジするなどし、日曜日は家で宿題や読書・明日の準備、家の仕事をする等、１週間のリズムを整えることも非常に重要です。

◆朝ご飯の役目 ～朝ごはんはなぜ必要？～

朝ご飯の役目は主に次の三つです。

①寝ている間に下がっている「体温」を高くして、体が活発に動くようにする。
②脳のエネルギーのもととなる栄養を補って「考える力」を高める。
③体のリズムを整える。

◆朝ご飯を抜くと～朝ごはんを食べないと体はどうなる？～

朝ご飯を食べないで学校へ来たとします。

その時点では、勉強や運動、遊びをするための「体」の準備ができていません。

だから、体は大急ぎで今までに蓄えていたものをエネルギーに変えて力を出していこうとします。

すると、まずいことに、エネルギーに変える時「心をイライラさせるもの＝イライラ虫」も体の中に出てきてしまうのです。

ですから、朝ご飯を食べてこないと、なんだかイライラして心が落ち着かなかったり、勉強に集中できなかったり、あるいは、友だちとケンカしてしまったりすることになってしまうのです。

宿題について

努力する力と家庭学習の習慣化

◆宿題の意義 ～なぜ宿題を出すのでしょうか？～

一つ目は、勉強がしっかりできるようになるためです。
繰り返して練習しないと覚えられないこと(漢字や計算)もあります。
習った後に少し間をおいて、家でも練習した方が力になる内容もあります。
次の時間の勉強に向けて、「構え」を作るための宿題もあります。
二つ目は、こつこつと努力する力(習慣)を身につけて欲しいからです。
この習慣が身につくことは、将来にわたって大きな価値があると考えています。

◆低学年の家庭学習 ～学ぶ姿勢をつける～

低学年、特に１年生にとって、「勉強」というのは初めての経験となります。
まず、「学ぶ姿勢」を身につけることが必要です。
このとき「連絡帳」は大変重要です。

家に帰って「連絡帳」を見る ➡ 宿題をする ➡ 明日の用意をする

この一連の流れが、学ぶ姿勢や良い習慣を身につけることになります。
ご家庭では「連絡帳」を有効に活用して、子どもの実態に合わせた声掛けをお願いします。今日を振り返り、たとえ短い時間であっても机に向かって学習する、明日の用意を整えるということを習慣化していくことで、基礎･基本の学力を身につけ、自立した家庭学習の基礎を育てることとなります。
低学年の間は、宿題を毎日チェック（字を丁寧に書いているか、計算の間違いをしていないか）して頂けるとありがたいです。

【参考】

「エビングハウスの忘却曲線」という有名な実験結果があります。
ドイツの心理学者、ヘルマン･エビングハウスが、人間の記憶がどれくらいのスピードで忘れられていくかを実験し、調べた結果です。
その結果を、グラフ化したのが「エビングハウスの忘却曲線」です。

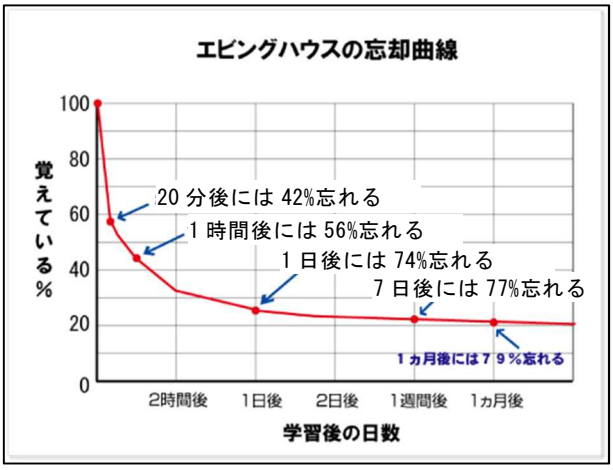

覚えた1時間後には 56%も忘れてしまうそうです。なので、学習したその日の内に復習することで、忘れていくスピードを遅くすることにつながりますし、何度も繰り返すことで定着していきます。

児童の安全確保のお願い

児童･生徒の安全確保に関わる様々な事件･事故が、全国・府下そして本市でも起こっています。本校では安全で安心できる学校づくりのため月１回の施設安全点検と、年３回の避難訓練、集団下校訓練、引き渡し訓練を実施し、児童の安全確保に努めています。

◆校門の開閉について　校内への車の乗り入れは厳禁です！

校内での交通事故防止、侵入者等に対するセキュリティ強化の観点から門の開閉等を下記の通りとします。通用門を入った所にある小屋に受付員さんがおられます。

①登校時は正門と東門のみ、8 時～8 時 20 分頃まで開門
②下校時については、以下のようになっています。
正門・・・・常時閉門
東門・・・・決まった時間のみ開門
通用門・・・決まった時間のみ開門
閉門時は、正門横の通用門から入り、受付小屋で受付してください。
③車の校舎内乗り入れは人身事故防止のため厳禁です。
特別の場合は事前にご相談下さい。なお、夜間･休日も原則乗り入れは禁止です。
④自転車は所定の場所に止めてください。
（児童が自転車で学校に来ることは原則禁止です。）
⑤本校は駐車スペースがありません。正門前も、緊急車の通行の妨げになったり、歩行者の邪魔になったりします。**車での来校はご遠慮ください。**

◆登校・下校時刻について

朝は８時～８時１５分の間に学校に到着するようにしてください。
遅くとも８時２０分までには、到着するようにしてください。大勢の子が短時間にまとまって登下校することで犯罪を抑止できます。
下校時間は時間割を調整し、多くの児童が一斉に短時間で帰れるようにしています。

下校時刻については、
年度初めに配られる時間割
をご確認頂き、
授業終了時刻＋15分程度
を目安にしておいてください。
※P8 参照

◆校内パス(名札)の着用　来校時には、校内パスを着用ください。

校内では、保護者パスの着用をお願いしています。パスを忘れた場合は取りに帰っていただく場合があります。必ず受付員さんに声をかけてください。

◆地域での見守り活動

地域から名乗り出ていただいた『子どもの安全見守り隊』の方々に、子どもたちの登下校を見守っていただいています。

(1)子どもの安全見守り隊のボランティアも募集しています。

＊児童の登下校時刻にあわせて、校区内の様々な場所で見守って頂いています。
＊都合の良い曜日･時間だけでも結構ですので、ご応募お待ちしております。

(2)地域での見守り活動もお願いします。

＊出勤途中での登校時の見守りも効果的です。また、買い物･外出の際、下校や放課後の生活を「意識して」見守っていただくことも効果的です。
＊身の危険を感じた時、近くの人や近くの家に助けを求めるよう指導しています。子どもが危険な状況だと感じたら、すぐに声掛けをして頂くか、茨木警察（622-1234）に連絡してください。
＊その他にも、子どもを守るために様々な活動が行われています。登校や下校途中で、事件や不審者に遭遇した時の避難する場所「こども１１０番の家」や、「パトロール中」と書かれた自転車での「ついでパトロール」もあります。是非、ご協力下さい。

◆メール配信（ミマモルメ）

学校やPTAより子どもの安全等に関する情報や急な予定変更など、重要な情報を配信しております。学年ごとに必要な情報や緊急の情報を配信する場合もありますので、**保護者の方はメール登録をお願いします。**

一度登録をして頂きましたら、年度ごとの登録は不要です。

また、オプション(有料)ですが、児童が門を通過したことをお知らせするサービスもあります。

本日、登録方法の書かれた案内をお配りしていますので、ご確認ください。

緊急時の措置

保存版

令和元(2019)年7月改訂版

茨木市立玉櫛小学校

「暴風警報」「特別警報」「警戒レベル４」発令
及び「地震発生」等の緊急の措置について

◆この連絡は、気象警報が発令された場合や、地震が発生した場合の緊急措置についてのお知らせです。　各ご家庭で見やすい場所に掲示しておいてください。

◆緊急時には、さまざまな混乱が予想されますので、学校への連絡はご遠慮ください。
児童の安全を第一とに考え、各ご家庭で下記の対応をよろしくお願いします。

【暴風警報】【特別警報】『茨木市』発令時の措置

1	**午前７時の時点**で「暴風警報」「特別警報」発令の場合	臨時休校
2	**午前９時まで**に「暴風警報」「特別警報」解除の場合	解除された時点で登校(給食あり)
3	**午前９時の時点**で「暴風警報」「特別警報」が解除されていない場合	臨時休校

※午前9時までに解除されて登校する場合、午後の授業がありますので給食が提供されます。
※特別警報が発表された場合は、「暴風警報」発表時と同様の措置となります。

【警戒レベル４】『玉櫛小校区内』避難勧告・避難指示（緊急）発令時の措置

1	**午前７時の時点**で「警戒レベル４」発令の場合	臨時休校
2	**午前９時まで**に「警戒レベル４」解除の場合	解除された時点で登校(給食あり)
3	**午前９時の時点**で「警戒レベル４」が解除されていない場合	臨時休校

※午前9時までに解除されて登校する場合、午後の授業がありますので**給食が提供されます。**
※警戒レベル3の場合でも、状況に応じて臨時休校の措置をとる場合があります。

【地震発生】『茨木市』

1	**大地震（震度５弱以上）が発生の場合**	
	始業前	臨時休校
	授業中	授業中止：児童は学校待機となり、保護者引き渡しの措置を取ります。 翌日：臨時休校の連絡がない限り登校する。
	放課後	翌日：臨時休校の連絡がない限り登校する。
2	**震度４以下の地震が発生の場合**	
	学校・園施設の被害状況、通学路の安全状況により、臨時休校の措置をとるかどうかを判断しますので、臨時休校の連絡がない限り登校させてください。	

★学校からの連絡は原則メールを利用して行いますが、停電やパソコンや携帯機器の故障時には連絡できない場合もあります。予めご了承ください。

★登校後に各種警報等が発令された場合は、通学路の安全などから判断し、集団下校措置、もしくは保護措置（学校待機）となります。

通学路

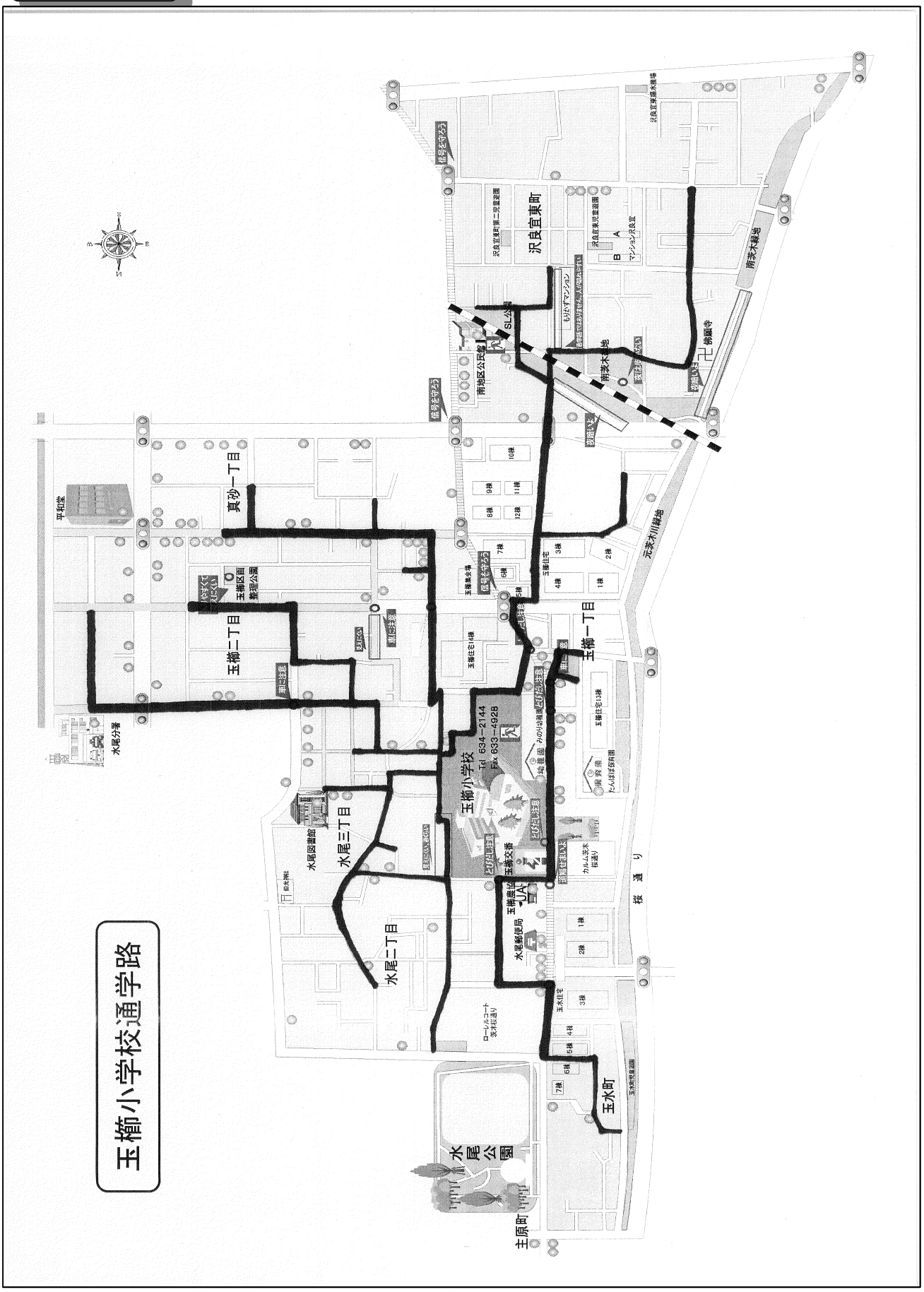
玉櫛小学校通学路
玉櫛小学校
Tel 634-2144
Fax 633-4928
水尾公園
主原町
玉水町
桜通り
水尾二丁目
水尾三丁目
水尾図書館
水尾分署
玉櫛二丁目
玉櫛一丁目
真砂一丁目
平和堂
玉櫛区画整理公園
玉櫛農協
JA
玉櫛交番
水尾郵便局
玉櫛住宅
沢良宜東町
南地区公民館
SL公園
もりだくマンション
マンション沢良宜
南茨木緑地
元茨木川緑地
佛願寺
信号を守ろう
横断歩道
踏切注意
踏切あり
学校区域
通学区域
沢良宜東第二児童遊園
沢良宜東児童遊園
沢良宜東保育所用地

校舎見取り図

令和元(2019)年度参考

令和元(2019)年度 教　室　等　配　置　図

茨　　立玉櫛小学校

学校ホームページについて

http://www.educ.city.ibaraki.osaka.jp/e-tamakushi/

学校日誌（Web 日記）

学校の様子を写真付きで掲載しています。
校長先生がほぼ毎日更新しています。保護者の皆様に好評のページですよ。

学校便り

毎月の学校だよりを掲載しています。
カラー版の記事が見られます。

給食日記

毎日の給食メニューや給食にまつわる記事、給食委員会の様子などを写真付きで掲載しています。
こちらも、栄養教諭の先生がほぼ毎日更新しています。
こちらも好評です。

本校では、子どもたちの学校での様子をお伝えするために、ホームページを開設しております。
上記の他にも各種事務手続きについてや学校の教育方針、学力向上計画なども掲載しています。
是非、ご覧ください。

新年度 使用ノート見本

茨木市立玉櫛小学校

さんすうノート（B5 横長タイプ）

たて７マス×よこ１２れつ　中心リーダー線入

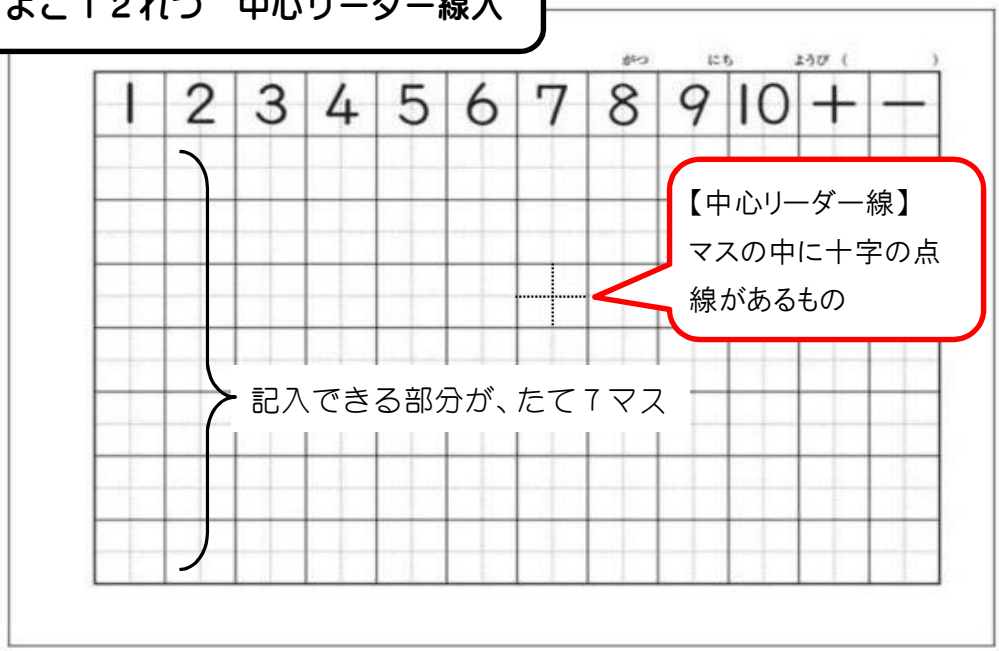

こくごノート(B5)

たて 10 マス×よこ７れつ　中心リーダー線入り

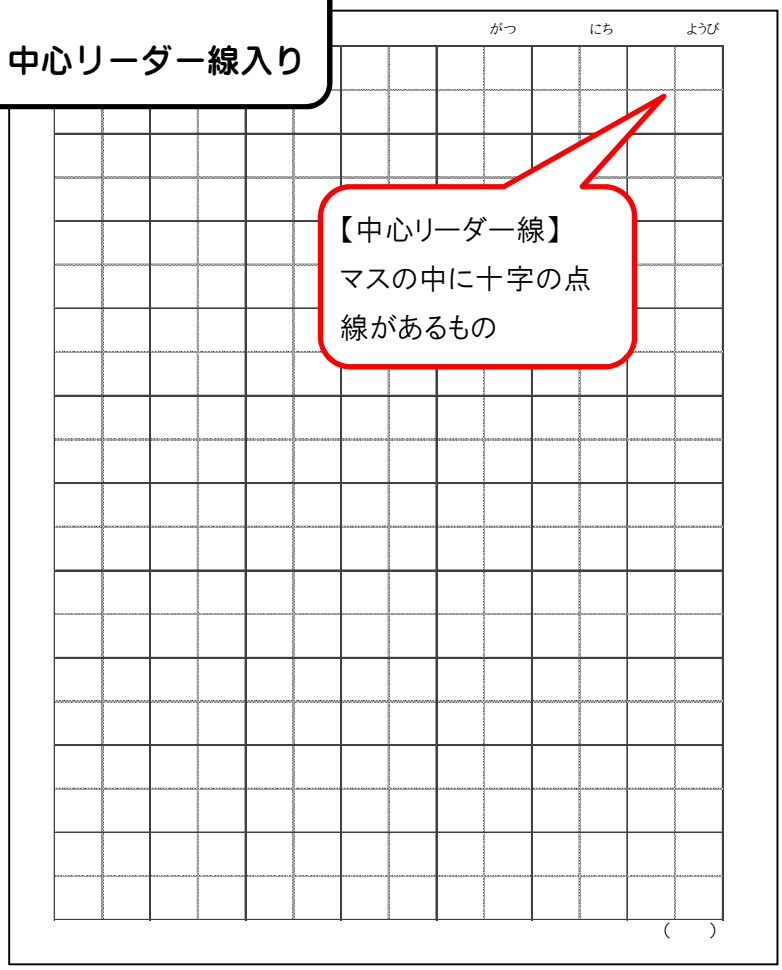

教育委員会からのお知らせ

茨木市の学校教育

茨木市では、次のことを大切にして学校教育をすすめています。

1　基礎基本の定着と、自ら考え、判断し、行動する力の育成

子どもたちが学習の基礎基本を確実に身につけるため、指導の方法を工夫・改善するなど、創意工夫を生かした教育活動をすすめます。

2　地域に開かれた特色ある学校づくり

子どもたちの実態や地域の実情に応じた、特色ある学校づくりをすすめます。

3　人権を尊重する教育の推進

豊かな人権感覚をもち、さまざまな人権問題の解決に向けて自ら行動できる子どもたちの育成をめざします。

4　学校と家庭・地域の連携による「総合的な教育力」の再構築

学校を核とし、地域の方々と子どもたちの教育のために協働できるよう、学校と家庭・地域社会の連携をすすめます。

5　教職員の資質向上

学校組織の一員として個性や能力を活かして協力し合い、子どもたちや保護者のみなさんに信頼される魅力ある教育活動をすすめます。

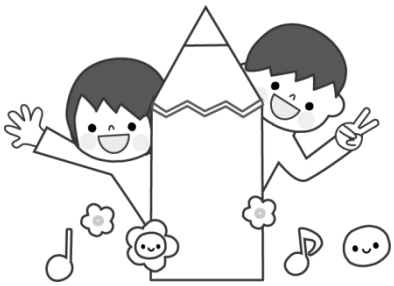

給食について

茨木市では、市内全32小学校の児童全員に、パン・米飯、牛乳、おかずの完全給食を実施しています。給食を通して、好ましい人間関係を育て、正しい食生活の大切さを学びます。

1　給食の献立は栄養教諭等が作成した原案にもとづき、教頭先生の代表、給食担当教職員、栄養教諭等、調理員代表で組織された献立作成委員会において決定します。
　栄養のバランスはもちろんのこと、旬の食材や時期ごとの行事等にまつわる献立なども、積極的に取り入れています。

2　食材については、無添加のものや国内産のもの、有機栽培、特別栽培、非遺伝子組み換えのもの、地場産のものをできるだけ使用しています。
　調理については衛生面に配慮し、加熱調理を中心としています。
　なお、各学校で給食試食会が開催されています。実際に給食を試食していただき、栄養教諭等によるくわしい説明をお聞きいただけます。ふるってご参加ください。

3　給食は週５回実施しますが、学校行事等のため中止するときもあります。
　給食費は１食あたり下記の金額となり、毎月回数に応じて徴収します。
　　１・２年生･･･220円　　３・４年生･･･230円　　５・６年生･･･240円

4　食物アレルギー児童への対応
　食物を原因としたアレルギー児童への対応については、「鶏卵及びうずら卵」（平成31年４月現在）を基本として除去食を実施しております。該当される児童がおられる場合は、学校へ問い合わせのうえ、除去食の申し出をおこなってください。(アレルギー除去食申請書)
　また、パン・米飯や牛乳の飲食を医師から止められている児童には、パン・米飯・牛乳等を止め、代金を減額するなどしておりますので担任まで申し出てください。(学校給食費減額申請書)各々申請には医師の学校生活管理指導表が必要になります。
　給食調理には、なたね油のほか、ごま油・オリーブオイル・米油を使うこともあります。デザートについては代替を用意できることもあります。
　加工品等のくわしい内容については担任・栄養教諭等にお尋ねください。

5　給食の停止・再開について
　学校給食を停止（休日を除く連続３日以上）しようとする場合は、学校給食停止（再開）届を提出してください（けがや病気による長期欠席・転出…平日３日前まで、その他の理由…前月の15日まで）。また、再開する際は、平日３日前までに学校給食停止（再開）届を提出してください。なお、給食を停止する手続きをされない場合は、給食費はそのまま徴収されますので、ご注意ください。

6　各申請様式や給食費に関する保護者向け冊子（就学時健診の際に配付）、毎月の献立は市のホームページよりダウンロードできます。

その他、給食にかかわることは、各学校にお問い合わせください。

健康について

＜健康＞

各学校には、健康診断、健康相談、救急措置等を行うため、保健室が設置されています。子ども達が元気に学校生活を送れるよう、お手伝いしています。

1　家庭での健康観察を十分にして、異状があれば早めに担任に連絡してください。

2　「健康の記録」や「保健だより」等をよくご覧いただき、お子さんの健康状態を把握してください。

3　1年生は、1学期中に、身体測定・内科検診・結核検診・心電図検査・歯科検診・視力検査・耳鼻科検診・眼科検診・聴力検査・尿検査などを実施します。

病気等の疑いがあれば、お子さんが治療勧告用紙を持って帰りますので、早急に医師に診てもらってください。

4　学校でのケガや病気の場合、緊急に保護者に連絡をとり、迎えに来ていただいたり、病院に同行していただいたりする時があります。学校は、入学時にご提出いただきました「健康調査票」をもとに連絡します。「健康調査票」にご記入いただいた内容に、変更があった場合は、必ず担任にご連絡いただきますとともに、当日、長時間外出予定のときは、お子さんに知らせておいてください。

5　学校感染症にかかった場合は、「欠席」ではなく「出席停止」になります。これらの病気にかかったら、学校へ連絡してください。そして、病気が治り、医師の許可がでれば登校してください。（医師の診断書はいりません。）

学校感染症には、インフルエンザ・はしか・おたふくかぜ・風疹・水ぼうそう・プール熱等も含まれます。医師の指示にしたがい、ゆっくり休みましょう。

※1　特にインフルエンザについては、次のことに留意し、ご協力をお願いします。

① 日頃からバランスのとれた食事・十分な睡眠をとるなどの健康管理に努め、また、手洗い、うがい、咳エチケットなどの感染予防対策を行ってください。

② 基礎疾患がある児童については、主治医と相談し、ご心配な点がありましたら、学校と十分連携をとってください。

③ インフルエンザと診断された場合は、至急、学校に報告してください。

※2　親戚にご不幸があったときも、「欠席」ではなく「忌引」になりますので担任に連絡してください。（児童との続柄で、日数が以下のように違います。）

父母…7日以内、兄弟姉妹・祖父母…3日以内、その他の親族…1日以内 （遠隔地に行く必要のある場合には、往復日数が加算されます。）

6　日本スポーツ振興センターについて

① 学校管理下で事故が起きたときは、日本スポーツ振興センターから、治療費の一部が支給されます。この「学校管理下」とは、お子さんが登校してから下校するまでの間のことで、決められた通学路での登下校や、遠足・運動会・修学旅行・児童会での活動なども含まれます。（治療内容によって対象外となることがあります。）

② 医師が診察し、応急処置等が終了したあとで、担任から保護者へ書類をお渡ししますので、医師に必要事項を記入してもらって、担任にご提出ください。

③ 給付金の請求は、1か月ごとに行いますので、治療が翌月までかかる場合は、新たに用紙をお渡しします。その場合は、お申し出ください。

④ 日本スポーツ振興センターの共済掛け金は、後日徴収させていただきますので、全員の加入をお願いします。（令和元年度は、保護者負担が460円、市負担475円）

安全について

＜安　全＞

最近、子どもに対する誘拐やいたずらが増えています。大阪府警察本部青少年・地域安全室治安対策課では、下記のような注意を呼びかけています。ご家庭でも、お子さんに十分注意するようお声かけください。

誘拐・いたずらからこどもを守りましょう！

○　通学路や自宅周辺の「こども110番の家」を子どもと一緒に確認しておきましょう。

○　次の『５つの約束』を普段からよく言い聞かせておきましょう。

子どもに伝える**5つの約束**

1　一人で遊びません。

2　知らない人について行きません。

3　連れて行かれそうになったら、大声を出して大人の人に助けを求めるか、近くの家に助けをもとめます。

4　だれとどこで遊ぶか、いつ帰るかを家の人に言ってから出かけます。

5　お友達が連れて行かれそうになったら、すぐに大人の人に知らせます。

① 安全に過ごせる街づくりのために、学校・保護者・地域社会が一体となって取り組むことがますます重要になっています。

② 緊急時には、集団下校等を行っておりますのでご協力ください。

③ ご自分のお子さんだけでなく、公園・空地・人通りの少ない路地などで、一人遊びをしている子どもを見かけたときは、声をかけて注意してあげてください。

不審者を見かけたり、子どもに対する誘拐やいたずらが発生した場合は、

まず１１０番通報をしてください。それから、学校に連絡してください。

＜児　童　虐　待＞

児童虐待防止法第６条には、次のように定められています。

『児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。』

虐待は、子どもの心身の安全や成長を脅かすもので、家庭内におけるしつけとは明確に異なります。

子どもの安全確保を第一に考える必要があるため、虐待通告は間違っていても許されます。虐待は自分で証明する必要もありません。気になる様子や心配なことがあれば学校や教育委員会又は直接こども相談室に相談をしてください。学校も気になる情報を把握した場合は通告する義務があります。

自然災害時の措置について

茨木市では、地震の発生や気象警報等が発表又は発令された場合について、次のように定めています。

１　地震発生時の措置

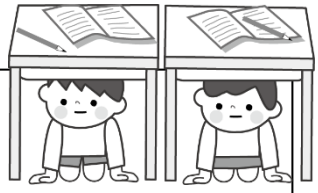

＊震度５弱以上の地震が発生した場合

・始業前に発生 → 臨時休校

・授業中に発生 → 授業中止（状況により学校待機、保護者に引き渡すまで保護・監督）

・登校時に発生した場合は原則登校。下校時は帰宅し、保護者が管理。

＊震度５弱未満の地震が発生した場合

・学校施設の被害状況、通学路の安全状況により、臨時休校の措置をとるかどうか判断するので、臨時休校の連絡がない限り登校する。

※ 臨時休校の期間は、被害状況により異なるため、学校から連絡します。

２　気象警報発表時等の措置

茨木市に「暴風警報」「特別警報（大雨・大雪・暴風・暴風雪）」が発表された場合及び校区内の地域に「避難勧告」「避難指示（緊急）」が発令されている場合は、次の措置をとります。

＊午前７時の時点で「暴風警報」「特別警報（大雨・大雪・暴風・暴風雪）」が発表されている場合及び校区内の地域に「避難勧告」「避難指示（緊急）」が発令されている場合

・自宅待機

＊午前９時までに上記警報等が解除された場合

・解除された時点で、安全に注意しながら登校

＊午前９時に上記警報等が解除されていない場合

・臨時休校

＊登校後に上記警報等が発表又は発令された場合は、原則としてその時点で下校。
＊登校時に発表又は発令された場合は原則登校。下校時は帰宅し、保護者が管理。

通学にバスを使用している学校もありますので、くわしくは各学校が事前に配布する文書を保存し、指示にしたがってください。

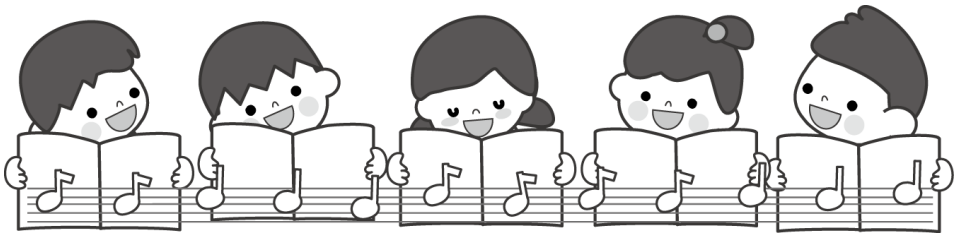

茨木市外への転校について

市役所本館１階市民課で「転出届」を提出し、転出の「通知書」を受けとってください。この通知書を今まで通学していた学校に提出し、「在学証明書」と「教科書給与証明書」を受けとってください。

受けとった書類は、転入先の市町村で転入届をしたあと、転入学する学校に提出してください。

なお、市民課への転出届は、引っ越し予定日の14日前から受け付けています。

茨木市内への転校について

茨木市内で住所を変更されたときは、転居された住所の校区の学校に転校していただきます。

転居を予定されている場合は、転居の日と新住所が明らかになった時点で、通学している学校に連絡すると同時に、学務課で手続きをお願いします。（新しい学校での受入れがスムーズになります。）

転居されましたら、ただちに市民課に「転居届」を提出し、転入学又は転居の「通知書」を受けとり、この通知書を今まで通学していた学校に提出してください。その学校で「在学証明書」と「教科書給与証明書」を受けとり、新しく通学する学校に提出してください。同じ校区内での転居の場合は、通知書の提出のみとなります。

※　市民課への転居届の提出は、引っ越しが完了した日から14日以内におこなってください。

区域外就学について

住所を偽って住民登録をし、区域外の学校に入学させる「越境入学」は認められません。しかし、学期途中での転居や、自宅の建て替え工事で校区外に仮住まいする場合など、一定期間、区域外通学が認められることがあります。保護者から学校長にご相談のうえ、学務課へ申請してください。

くわしくは、在籍される小学校または学務課（電話 620－1684）にお問い合わせください。

就学援助制度について

茨木市では、小学校や中学校への就学に必要な費用の援助を行っています。

1 援助を受けることができる方（次の①～③すべてに該当する方）

① 茨木市の市立小学校、中学校に在籍する児童生徒の保護者の方

② 前年中の一世帯あたりの所得総額が、基準額以下である方（世帯の人数により異なります）

③ 生活保護法の適用を受けていない方

【参考】

令和２年度の申請の場合、令和元年中（平成31年中）の一世帯あたりの所得総額が、下の表の額以下の方

・給与所得者の所得は、支払い額ではなく、給与所得控除後の金額となります。

・世帯単位で確認しますので、世帯の中で所得のある方全員の所得の合計額です。

世帯の人数	認定所得基準額	
	借家世帯	持家世帯
２人	2,130,400円	1,951,000円
３人	2,597,200円	2,417,800円
４人	3,227,500円	3,048,100円
５人	3,549,700円	3,370,300円
［備考］６人以上の世帯は、１人増すごとに５人世帯の認定所得基準額に455,400円を加算する。		

※令和２年度申請につきましては、入学式で配付する文書をご確認ください。

※借家世帯の所得基準の適用を希望される方は、賃貸契約書のコピーなど借家にお住まいであることが証明できる書類の提出が必要です。

※ 市外からの転入などで所得が不明な方は、所得証明書等が必要です。

2 援助の対象となる費目

学用品費・通学用品費・校外活動費、中学校入学準備金（６年生のみ）、学校給食費、野外活動費、修学旅行費、体育実技用具費(中学生)、卒業アルバム代（小学６年生・中学３年生のみ）、日本スポーツ振興センター掛金、学校病（※）の治療費

※ 認定を受けたお子さんが、学校における定期健康診断等の結果、学校病で治療勧告を受けた場合は、学校に申し出て「医療券」の交付を申請をしてください。初診時に、医療券と健康保険証を医療機関に提出すれば、医療費が援助されます。

学校病とは、次のとおりです。下記以外では、医療券は使用できません。

トラコーマ、結膜炎（アレルギー性結膜炎を除く）、白せん、かいせん、のうか疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎（アレルギー性副鼻腔炎を除く）、アデノイド、う歯（健康保険の適用をうける治療は、すべて可）、寄生虫病(虫卵保有を含む)

3 申請先 …… 学校に申請します。

くわしくは、在籍される小学校または学務課学事係（電話 ６２０－１６８４）にお問い合わせください。｛医療券については学務課保健給食係（電話 ６２０－１６８１）｝

4 小学校入学準備金について（令和元年11月１日～令和２年２月28日まで申請受付中）

令和２年２月１日時点で、小学校就学予定者の保護者の方に対し、申請内容を審査のうえ、小学校入学準備金を支給します（平成31年度就学援助制度と同様の所得制限等あり）。くわしくは、学務課学事係またはご兄姉がお通いの茨木市立小学校にお問い合わせ下さい。

学童保育について

小学校に在籍する主に１年生から３年生までの児童を対象とし、児童の放課後の健全な育成を図ることを目的としています。

１　入室資格

① 小学校に在籍する１年生から３年生までの児童を対象としています。ただし３年生から継続して入室している支援学級又は特別支援学校（保護者による送迎が必要です）に在籍する児童にあっては６年生までの児童であることとします。

② 授業の終了後から午後５時頃まで保護者の就労又は疾病等の理由により、その監護にかける状態が月間15日以上で、３か月以上継続する児童であることとします。

③ 前の①･②の要件を満たしていても受け入れすることが困難であると判断される場合又は特別な事情を除いて無職の同居人(70歳未満)が在宅されている家庭の児童は、入室することができません。

２　開室時間

① 学校の授業のある日は、児童の放課後から午後５時まで。ただし、希望する方で保護者等の迎えがあれば午後７時まで延長します。

② 学校の休業日(土曜日、夏・冬・春季の長期休業日、学校行事振替休日、創立記念日など)は、午前８時１５分から午後５時まで。ただし希望する方で保護者等の迎えがあれば午後７時まで延長します。

３　利用料（月額）

① 基本利用料　　（月～金）最大８，０００円、　（月～土）最大９，６００円

② 時間延長利用分　　（月～金）３,０００円、　（月～土）３,６００円

※ 条件により利用料の減額制度があります。

４　閉室日

① 日曜日・国民の祝日・祝日の振替休日

② ３月31日（３月31日が日曜日の場合は３月30日）③12月29日～１月３日

５　申請書等配布　令和元年11月８日より

① 該当する30校の学童保育室････平日の午後１時～午後６時
土曜日の午前８時15分～午後５時

② 学童保育課（市役所南館３階23番窓口)･･･平日の午前８時45分～午後5時15分

③ 市ホームページからダウンロードも可能

④ 市内の市立・私立保育所(園)・認定こども園･･･開所（園）時間中

６　申請受付

① 令和２年度一斉受付･･･市役所南館８階中会議室にて
令和元年12月6日～12日（ただし、12月8日は除く）　午前９時30分～午後７時

② 随時受付････学童保育課にて　（ただし、12月12日は午後５時15分まで）
令和元年12月13日から　平日の午前８時45分～午後５時15分

くわしくは、学童保育課（電話　６２０－１８０１）にお問い合わせください。

放課後子ども教室について

茨木市では、小学校の余裕教室などを活用し、放課後などの子どもたちの安全で安心な居場所を設ける事業を実施することにより、子どもの体験・交流活動の活性化を図り、地域社会全体で子どもの豊かな成長を育むコミュニティづくりを推進することを目的とし、市内３２全小学校区で、各校区実行委員会に委託し、地域ボランティアの方々にご協力いただき、放課後子ども教室を実施しています。

１ 対象者

対象となる子どもは、当該小学校区に在住する小学校１年生から６年生までの児童です。

２ 実施日と実施時間

各校区実行委員会で決めています。（校区によって異なります。）

３ 実施場所

小学校の余裕教室などを活動拠点とし、運動場や体育館、その他校区内の施設を利用して実施します。

４ 費用

無料ですが、講座などで実費が必要な場合があります。また、校区によりましては、登録時に傷害保険料が必要となります。

５ 申込受付

校区実行委員会で受け付けをしますが、校区によりまして受付方法や受付時期などが異なりますので、各校区実行委員会から出される案内などをご覧ください。

くわしくは、社会教育振興課（電話 ６２２－５１８０、茨木市立上中条青少年センター内）にお問い合わせください。

こども会活動について

こども会とは、一定の地域に居住する子どもたちが遊びを中心とする異年齢の集団活動を通じて、創造性・協調性・実践力を養い、自ら学び自ら考えることのできる「生きる力」を身につけることをねらいとした、地域で子どもを育てるための自主的な組織です。こども会に入会し、地域の友だちと楽しみながら様々な体験をしてみませんか。入会は、各地域のこども会育成会長に申し出てください。各こども会の連絡先は社会教育振興課までお問い合わせください。

くわしくは、社会教育振興課（電話 ６２２－５１８０、茨木市立上中条青少年センター内）にお問い合わせください。

ファミリー・サポート・センター事業について

いばらきファミリー・サポート・センターにおいて、地域で会員登録したもの同士が、子育てを助け合う事業を実施しています。育児の援助をしたい方（援助会員）と、援助を受けたい方（依頼会員）が相互に援助します。例として、学校行事・通院・買い物等外出の際の一時預かり、子どもの習い事の送迎などです。「説明・登録会」で入会を受付けます。
（援助・両方会員は別途講習を受講のこと）
＊病児・病後児（平熱より１度以上高い時）のサポートはできません。

くわしくは、「いばらきファミリー・サポート・センター」（電話　６２０－７１０１、東中条町２－１３　合同庁舎５階）にお問い合わせください。

支援教育について

お子さんの発達に関して、保護者の気づきや専門家による指摘など、心配や悩みがありましたら、まずは学級担任又は支援教育コーディネーターにご相談ください。

お子さんの保護者と学校、専門機関が連携しながら、お子さんの状態について実態把握をし、適切な指導及び支援について考えていきます。

また、必要に応じて、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成し、お子さんにかかわる情報、長期的な教育的支援の目標や内容、短期的な指導目標・内容・方法について学校と保護者が共通理解しながら、支援をすすめていきます。

通常の学級で支援をすすめながらも、個別の支援や指導等の教育的ニーズが出てきた場合は、特別の教育課程で『通級指導教室』や『支援学級』で学ぶこともできます。

『通級指導教室』への通級や『支援学級』への入級に関しても、まずは学級担任又は支援教育コーディネーターにご相談ください。通級又は支援学級入級について、お子さん・保護者・学校がていねいな話し合いや検討を十分に重ねた上で、お子さん・保護者の意見を最大限に尊重（可能な限りその意向）して決定します。

教育に関する相談について

お子さんの教育に関することは、まず学校に相談してください。必要に応じて、学校から相談機関を紹介します。学校に相談しづらいことや、子育ての悩みなどで相談したいことがあれば、学校以外にも次のような教育相談窓口があります。

茨木市では、不登校やいじめ、対人・交友関係、集団に馴染みにくいなど、子どもが抱えている「こころの悩み」や、発達に関する相談を行っています。

1 開設場所　　茨木市教育センター
(茨木市市民総合センター(クリエイトセンター)内及び教育委員会分室)

2 対　象　　茨木市内在住の児童・生徒及び保護者

3 時　間　　月曜日から金曜日までの午前８時４５分から午後５時まで
(ただし、国民の祝日、年末・年始は除く)

4 種類と申し込み先

① 面接相談 ・発達相談・不登校相談　　【電話　６２６－４４００　】
予約制になっていますので、事前に電話で予約してください。日程調整した上で、専門の相談員が、保護者やお子さんとの面談を行います。

② 電話教育相談　　【電話　６２５－７８３０　】
学習や進路などの教育に関する悩みの相談を行います。

③ 「いじめ」ホッと電話相談　(午前９時から午後５時まで)
【電話 ６２７－５５１１大人用／フリーダイヤル ０１２０－１４７９７０子ども用】
いじめに関する悩みの相談を行います。

くわしくは、教育センター（電話　６２６－４４００）にお問い合わせください。
教育センター以外の相談機関も後ろのページに紹介していますので、ご覧ください。

不登校児童生徒支援室「ふれあいルーム」について

茨木市では、心理的又は情緒的原因等によって、登校できない状況にある子どもたちに対して、教育相談、個別活動・集団活動を通して、学校復帰・社会的自立のための支援を行っています。

1 開設場所　　茨木市教育センター（教育委員会分室内「教育支援ルーム」）

2 対　　象　　茨木市内在住で、心理的又は情緒的原因等により、登校ができない状況にある児童・生徒

3 時　　間　　月・火・木・金曜日の午前10時から午後３時まで（ただし、国民の祝日、年末・年始、教育センターが指定した日は除く）

4 支援内容

① 教育相談

カウンセラーが児童・生徒や保護者の心理的サポートを行います。

② 主な活動：指導員のアドバイスを受けながら活動を行います。

・国語、算数等の自習を行う教科学習
・実技を伴う学習、体験学習等の集団活動を行う総合学習
・一人ひとりの興味・関心を尊重した個人活動
・スポーツ大会や遠足等の所外活動

5 申し込み方法

入室を希望される場合は、担任・校長と十分相談の上で、学校を通してお申込みください。

その他の教育相談機関

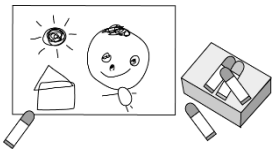

相談機関	内容	開設時間	連絡先
大阪府教育センター すこやか教育相談	いじめ、不登校 セクシュアル・ハラスメント 子育て、しつけ	(月)～(金) 9:30 ～17:30 祝日・年末年始休み	☆ 子どもからの相談 すこやかホットライン 06-6607-7361 sukoyaka@edu.osaka-c.ed.jp ☆ 保護者からの相談 さわやかホットライン 06-6607-7362 sawayaka@edu.osaka-c.ed.jp
大阪府吹田 子ども家庭センター	不登校家庭内暴力 対人関係の不安 家出・外泊・盗み 障がいのある児童の養育や生活指導 虐待・養育困難	(月)～(金) 9:00 ～17:45 祝日・年末年始休み	06-6389-3526
ローズWAM (男女共生センター)	家庭、仕事、生き方など、女性の様々な悩みについての相談	(月)～(土) 10:00～16:00 火曜日及び祝日・年末年始休み	☆電話相談 072-621-0892 ☆ 面接相談(予約制) 072-620-9920
茨木 少年サポートセンター	少年の非行問題についての相談と立ち直り支援	(月)～(金) 9:00～17:45 祝日・年末年始休み	072-625-6677
こども相談室	① 子育て相談 ② 児童虐待相談・通告	①(月)～(金) 10:00 ～16:00 祝日・年末年始休み ②(月)～(金) 9:00 ～17:00 祝日・年末年始休み	① 子育て相談電話 面接相談(予約制) 072-624-0961 ② 児童虐待相談・通告電話 072-624-8951

■制作
茨木市立玉櫛小学校
茨木市教育委員会 学校教育推進課

■発行
令和２年　２月１日